

菰野町公正入札調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、工事又は製造の請負、物件の買入れその他（以下「工事等」という。）の入札の適正を図るため、入札の透明性、客観性、競争性をより一層高めるとともに、入札談合及びその他入札の公正な執行を妨げるおそれのある情報に対する的確な対応を行うこと等必要な事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、菰野町公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、工事等について入札談合に関する情報の提供があった場合に、次に掲げる事項を調査審議することとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期、その他入札談合に関する対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第4条 委員会は、次の委員5人以内で組織する。

- 2 委員長は、町長が指定する副町長をもって充てる。
- 3 委員は、総務課長、会計課長及び見識を有し、公正中立の立場を堅持できる者のうちから町長が委嘱する者（以下「第三者」という。）をもって充てる。
- 4 第三者の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員長は、入札談合に関する情報に係る情報提供者の出席を求めることができる。

(運営)

第5条 委員長は、会務を総括し、委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議結果の報告)

第 7 条 委員長は、委員会で決した事項について、町長に報告するものとする。

(守秘義務)

第 8 条 委員長、委員及び事務担当者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、財務課に置く。

(その他の事項)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。